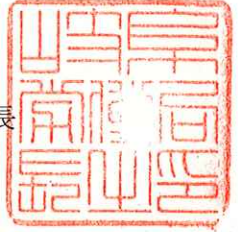


令和 3 年 8 月 30 日

一般社団法人岐阜県経営者協会 会長 殿

岐阜労働局長



最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について
(広報依頼)

日頃から労働行政の運営に格別の御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 7 月 16 日中央最低賃金審議会答申において示された目安額 28 円を踏まえた岐阜地方最低賃金審議会における審議の結果、地域別最低賃金改定額について、28 円引き上げの答申が出されたところです。

厚生労働省においては、このような状況を踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に向けてより一層の取組を行うこととし、特に、事業場内の最低賃金を引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を行ったところです。

また、雇用調整助成金についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等による雇用維持のための取組の継続を図っていただく観点から、業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間あたり賃金を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる本年 10 月から 12 月までの 3 ヶ月間、休業規模要件を問わずに支給する特例を設けたところです（雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金で対応。）。

つきましては、これらの支援策について、傘下の団体等への周知、広報誌への掲載、リーフレット配布等、積極的な周知に格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 申請窓口

(1) 業務改善助成金

岐阜労働局雇用環境・均等室

電話番号 058-245-1550(受付時間 平日 8:30～17:15)

(2) 雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金

岐阜労働局職業安定部職業対策課助成金センター

電話番号 058-263-5650(受付時間 平日 8:30～17:15)

県内各公共職業安定所

2 添付資料

別紙 1 業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

別紙 2 令和 3 年 8 月から業務改善助成金が使いやすくなります（新規版）

別紙 3 同（既存版）

別紙 4 最低賃金を引き上げた中小企業における雇用調整助成金等の要件緩和について

担
当

岐阜労働局
雇用環境・均等室
室長補佐（企画担当） 柴田 美登里
電話 (058) 245-1550
職業安定部職業対策課
課長補佐 高居 功 一
電話 (058)-245-1314
〒500-8723 岐阜市金竜町 5-13
岐阜地方合同庁舎 4 階

業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

1. 特に業況の厳しい事業主※への特例

※前年又は前々年比較で売上等▲30%減

① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。

賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 (新設※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) コロナ禍で特に影響を受けている事業主（前年又は前々年比較で売上等▲30%減）に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

② 設備投資の範囲の拡充

現行では自動車（特種用途自動車を除く）やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充。**

- ・ 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器（新規導入）



2. 全事業主を対象とする特例

① 45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間**に45円コースを増設**。選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

② 同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内の複数回申請を可能とする。**

令和3年8月から 業務改善助成金が使いやすくなります

別紙2



『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。
(③はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限り)

① 45 円コースを新設

② 年度内に 2 回目の
申請が可能

③ 上限加算の対象人数
を10人まで拡大

対象者（事業場）

- ① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ② 事業場規模100人以下

支給要件

- ① 賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと
- ② 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ③ 生産性向上に役立つ**機器・設備などを導入**して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと
- ⑤ 10人以上の上限額区分を適用する場合のみ、ア又はイに該当すること
ア 賃金要件：**事業場内最低賃金900円未満**の事業場
イ 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月
平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、**30%以上減少**している事業者

助成額

最大 **450 万円**（上記⑤のア又はイに該当する場合 最大 **600 万円**）

コースにより異なるので、詳細は裏面を確認してください

助成率

	通常	生産性要件あり
事業場内最低賃金 900円未満	4 / 5	9 / 10
900円以上	3 / 4	4 / 5

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成対象

設備投資（**機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練など**）

※ **PC、スマホ、タブレット**の他、**貨物自動車**なども生産性向上の効果が認められる場合は対象

（⑤のイの生産量要件に該当し、引き上げ額30円以上の場合に限る）



各コース助成上限額

・45円コースを新設

引き上げる労働者数

・10人以上の上限区分を新設

	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
20円コース (20円以上引き上げ)	20万円	30万円	50万円	70万円	80万円
30円コース (30円以上引き上げ)	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円コース (45円以上引き上げ)	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円コース (60円以上引き上げ)	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース (90円以上引き上げ)	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円



活用事例

助成対象の例

設備投資

▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮

▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮

▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング

▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

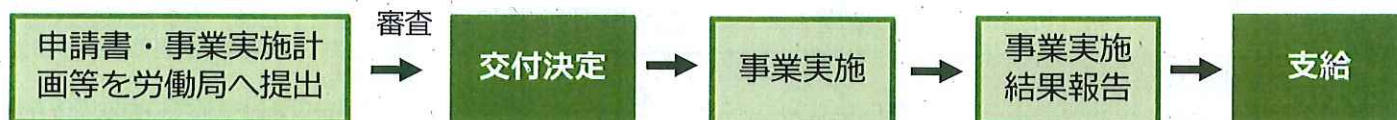
その他

▶ 店舗改装による配膳時間の短縮 など

この他にも業務改善助成金の活用事例は厚生労働省HPに掲載しています。
詳しくはこちらをご覧ください。



手続きの流れ



申請期限

令和4年1月31日 (予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。)

申請先・お問合せ

◆ 岐阜県内の事業場に関する本助成金の申請窓口は、岐阜労働局雇用環境・均等室です。

所在地：岐阜県岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階 電話番号：058-245-1550

◆ 「業務改善助成金コールセンター」 電話番号：03-6388-6155 (受付時間 平日8:30～17:15)

令和3年8月から

別紙3

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース (新設)	45円以上	1人	45万円		【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

申請・お問合せ先

◆ 岐阜県内の事業場に関する本助成金の申請窓口は、岐阜労働局雇用環境・均等室です。

所在地：岐阜県岐阜市金竜町5-13岐阜合同庁舎4階 電話番号：058-245-1550

◆ 「業務改善助成金コールセンター」 電話番号：03-6388-6155（受付時間 平日8:30～17:15）

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出
※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

～業務改善助成金の全国の活用事例～

事業内容	取組概要
陶磁器販売	POS レジの導入により、販売と在庫の管理が同時にできるようになり、棚卸の作業時間も削減できた。毎日のチェック業務が1か月に1回で済むようになり、生産性が向上した。
食料品製造・販売	電動フォークリフトの導入により、重量物を短時間で運搬できるようになり、1日当たりの作業時間が短縮し、生産性が向上した。また、作業負担も軽減した。
スーパーマーケット	自動釣銭機の導入により、会計ミスの解消、精算時間の短縮、レジ待ち行列の縮小、クレームの減少につながり、生産性が向上した。
ホテル	食器洗浄機の導入により、1回当たりの洗浄時間が3分の1に短縮した。また、衣類乾燥機や高圧洗浄機の導入により生産性が向上した。
障害者福祉施設	クラウド勤怠管理システムの導入することで、複数施設の出退勤状況をリアルタイムで把握・集計できるようになり労務管理にかかる時間が短縮し、生産性が向上した。
通所介護・訪問医療	介護支援ソフトの導入により、介護記録のデータ入力業務及び請求業務に要する時間が短縮し、生産性が向上した。
養蜂業	顧客管理ソフトの導入により、かかってきた電話番号からパソコン画面で顧客情報が確認でき、電話対応時間が短縮し、生産性が向上した。
機械製造販売業	棚卸票の自動読み取りシステムを導入することで、型番の振り分けミス削減を含め、集計業務の効率化と集計ミスを減少し、生産性が向上した。
生鮮食料品小売業	セミセルフPOSレジを導入により、商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うことで、精算時間が短縮し、生産性が向上した。
通所介護施設	福祉車両の導入により、市内を巡回しやすくなり、稼働回数が増えて送迎効率が上昇し、生産性が向上した。



最低賃金を引き上げた中小企業における 雇用調整助成金等の要件緩和について

別紙4

概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業（1/40未満）も対象。

例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合も対象

4人日（休業）/200人日（10人×20日）= 1/50 < 休業企業規模（1/40）

- ① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。）であること。
- ② 事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

※令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要があります。

※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

申請手続等

- 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。
- 緊急雇用安定助成金は、休業に対する助成となります。（教育訓練や出向は対象になりません。）
- 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等については8月中にお知らせします。
- 申請様式は9月以降にホームページで公開する予定です。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

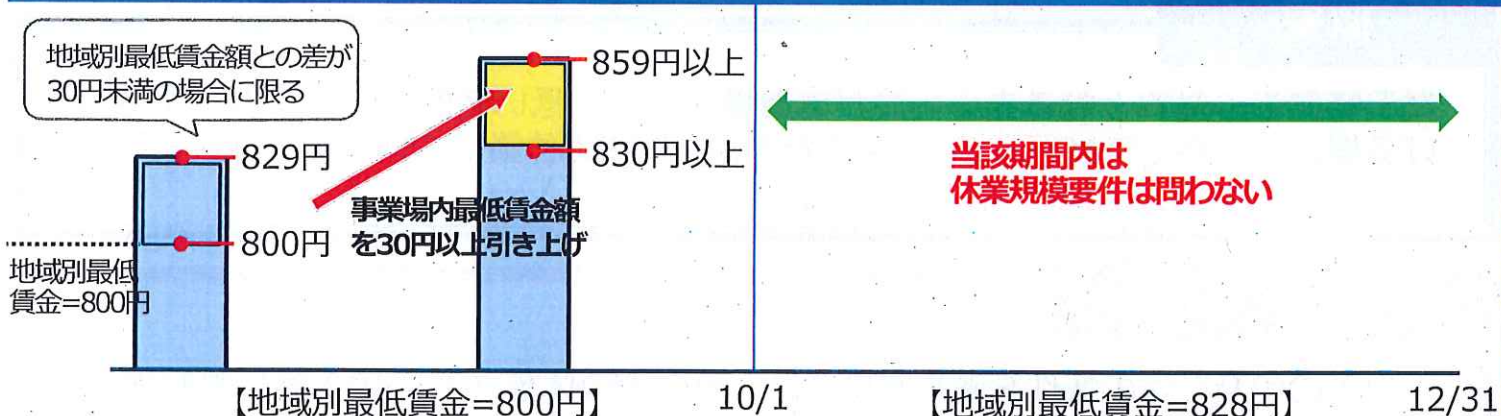


LL030806企01

(要件緩和の対象となるケースのイメージ)

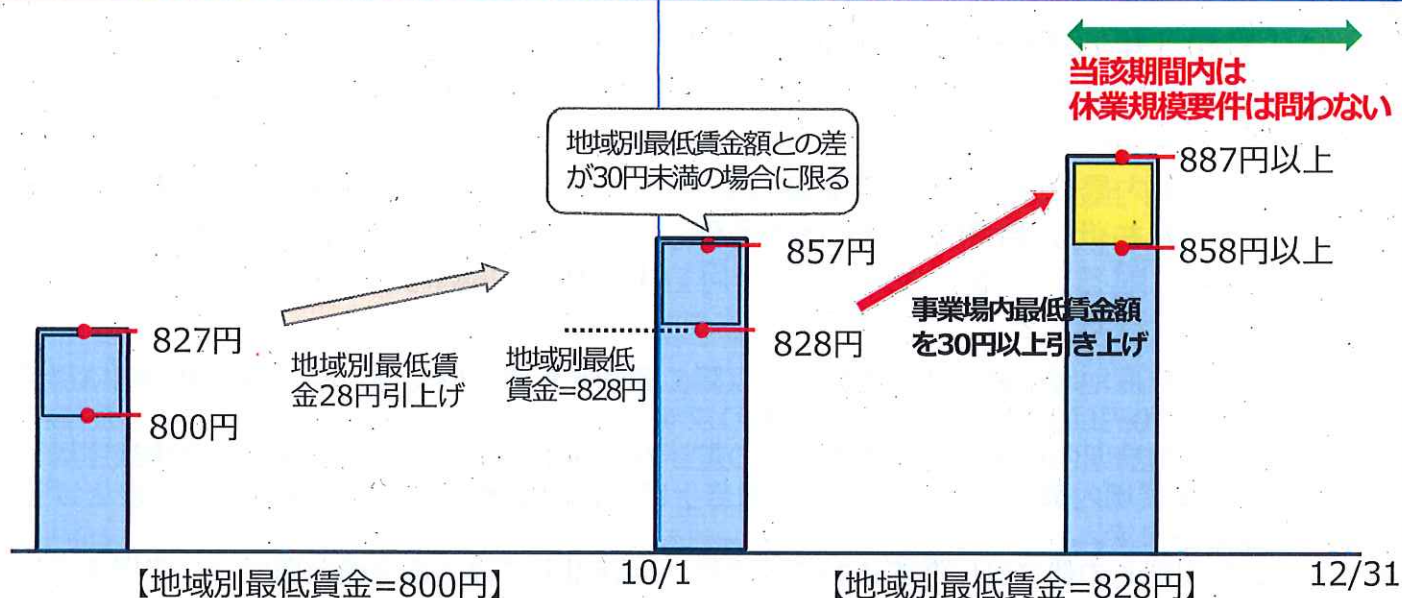
引上げ前の地域別最低賃金が800円。地域別最低賃金の引上げ額が28円。
地域別最低賃金の引上げ日が10月1日の場合。

(ケース1) 10月1日より前に事業場内最低賃金額を引き上げる場合



(ケース2) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引き上げ後の地域別最低賃金額を下回っている場合)



(ケース3) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引き上げ後の地域別最低賃金額以上の場合)

